

<日米コピーライト(著作権)申請の効果とメリット>

日本国における著作権制度では著作権の発生は無方式主義(17条)のため、権利主張する場合は自分でその権利発生の証拠を示さなければなりません。従って、当団体では第三者として客観的にその証拠(いつ、誰が、何を)を証明(創作事実の立証)することを目的としています。

(創作日、創作者、創作物の三点を客観的に証明します)

1. 自分が創作した創作物の創作事実立証ができるので、著作権の権利行使、つまり企業との契約や権利侵害に対する権利主張として利用できます。
2. 当団体への本申請は、民事訴訟法(228条)における私文書を証明する役割があるので、民法(709条)「不法行為」刑事訴訟法(239条)「告発」において相手の模倣や冒認の主張証明として利用できます。
3. アイデアや商品化までの過程のラボノート(研究・開発・実施記録)を申請することで、特許法(79条)の先使用権の主張、証明として利用できます。商標法(32条)意匠法(29条)参照。
4. 著作権は世界に及び、権利期間も死後70年間存続します。従って世界における創作物保護として、有利に活用できます。
5. 当団体では、著作権の立証だけでなく、その活用法など著作権に関して幅広くアドバイスいたします。

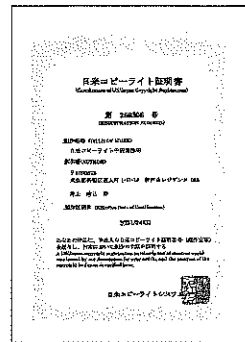
☞ 著作権は著作物に発生する権利です。著作物とは、思想や感情を創作的に表現したもの(真似でなく独創的である)と定義されています。

<申請の流れ>

本申請の受付時、申請書に受付日と受付番号が付され申請原本ができます。その後「申請原本」の写しに確定日付をとり「確定日付原本」ができます。(創作証明日は確定日付となります)

<返送される書類一式>

1. 申請原本(受付日、受付番号) ~ 創作者、創作物の確認
2. 確定日付原本(申請原本の写し、確定日付) ~ 上記と創作日の証明
3. 申請証明書(当団体発行の証明書) ~ 上記3点の証明



当団体発行の「証明書」

<申請の活用法>

権利主張方法(基本的に申請者の自己証明となります)

まずは上記、書類一式、さらにその内容においては1申請原本と2確定日付原本を相手に提示します。

(申請原本の創作物が確定日付原本より前に存在したことを証明します)

<「確定日付原本の写し(謄本)」保管>

当団体では、申請より1年間は確定日付原本の写し(謄本)を改変不可としてデジタル・アナログ保管いたします。2年目より保管更新は任意となります。

<当団体での「確定日付原本の写し(謄本)」保管の必要性>

基本的に申請者の自己証明で大丈夫ですが、紛失時のリスク回避、さらに証明力を高めるため、また第三者の客観的証拠提出が必要となるケース(契約や裁判等)があります。できる限り、当団体での保管更新を行うようにしてください。(保管更新のないものは随時削除されます)

<「確定日付原本の写し(謄本)」保管更新料・謄本発行料>

保管更新料1年 1,000円(自己管理にて保管期限前に更新料を送付ください)

謄本発行料1部 3,000円(謄本発行は保管更新中のものに限り)

※保管更新料の納付は、基本1年毎になります。

※当団体での謄本確認もできます。

<申請できる創作物の内容例>

申請用紙表面の枠内に自由に、自作した文芸、学術、美術、芸術、音楽等の創作物を記入します。具体的には、絵や写真、論文や作詞(作曲)、漫画やイラスト、図形、ネーミング(コンセプト)、キャラクター、またはアイデアにおける表現物、例えばコンセプト(概念)、企画書、設計図(金型)取扱説明書、カタログ、パッケージデザイン、Webデザイン、グラフィックデザイン、ビジネスモデル(手法)の説明、コンテンツ、フローチャート、ゲーム、ゲームキャラクター、プログラム(言語、図形)、秘密ノウハウ、日記、ラボノート(研究・開発・実施記録)、契約書、計画書(プランニング)、報告書、遺言書、ラストメッセージ、記念日、宣言書、編集物、書籍、小冊子、等の創作物。
※人間の知的所産である全ての創作(表現)物が含まれます。

<米国著作権局申請サービスについて>

上記申請を希望する場合は、別紙「米国著作権登録申請サービスのご案内」をご覧ください。

尚、無料見積は次の要領にてお申し込みください。

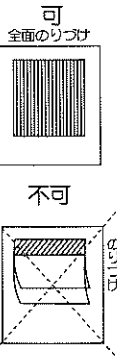
○申請内容(原稿)をまとめ、データ(Word・Excel等)にてお送りください。

○紙面でもお受けできますが、データ化料金が別途必要となります。

※費用は、基本申請料・翻訳料等がかかります。詳細は、事務局までお問い合わせください。

<申請の方法> ※詳細については、事務局までお問い合わせください。

- ①申請用紙表面の必要事項記入欄に、創作者(法人不可)の氏名、住所、創作の名称を楷書で丁寧に記入する。創作内容の記載については、決まりはないので自由に描いてよい。(枠内1図面2説明は参考)創作の名称は、できるだけ簡潔(30文字以内)で書くこと。(創作の名称は権利になりません)
- ②申請用紙表面の創作物記入欄は、原稿を貼り付けてもよい。ただし重ね貼りは不可。
- ③筆記具は鉛筆不可。(容易に消すことができないものを使用すること。印刷可)
- ④本申請は用紙一枚につき創作物一件とし、長文になる場合は、複数枚の申請用紙を利用すること。ただし、若干の縮小は可。俳句、川柳、ネーミング、キャッチフレーズ等は、複数記入可。ただしそれぞれ必ず説明を入れること。
- ⑤申請料金は、申請用紙一枚につき3,000円。現金・郵便為替にて料金を申請用紙とともに送ること。(請求書の発行可)
- ⑥本申請や米国著作権登録申請の無料見積り等は、特に指示がない場合、創作者へ返送する。(創作者以外への返送希望の場合は、その旨指示すること)
- ⑦処理済の書類一式は、特定記録郵便にて返送する。(書留での返送希望者は相応分の切手要)
- ⑧申請用紙表面の当団体使用欄には、記入・貼付等をしないこと。
- ⑨本申請の際、申請用紙以外の申請の内容に関する資料(添付書類)等は同封しないこと。(返却しません)
- ⑩本申請の受付は、平日の営業日で申請書到着順に対応(10日前後)証明日付の指定や返却日の指定国外への発送は不可。



※共同創作(権利)者がいる場合は、創作内容記入欄に住所・氏名を記載すること。

※厚めのカタログや論文等、冊子の申請可。

申請前の確認事項(必読)

1. 本申請は、申請者の創作事実立証を目的としたものです。文化庁の著作権登録や特許庁への出願(特許・実用新案・意匠・商標)ではありません。文化庁、特許庁の業務に関しては、各省庁にお問い合わせください。
2. 本申請の効果は、左上記のような効果が期待できるものであって、その効果を保証するものではありません。また、創作内容の審査は行いません。その創作内容の著作物性、実現可能性、有効性について、当団体は責任を負いません。
3. 本申請は非公開となりますが、申請の内容やその行為を口外(情報公開)すると新規性を失う場合があります。(特許庁へ特許等の出願をお考えの方はご注意ください)
4. 申請受付時、創作内容の審査は行いません。しかし申請に不備がある場合は受付できない場合があります。(例 氏名、住所、創作内容不記載、申請時確定日付入、その他)
5. 返却された「申請原本」(本紙)や「確定日付原本」への創作内容の改変加筆してはいけません。証明力の低下、喪失となります。
6. 申請処理後の料金返還はできません。また、郵便発送トラブルは責任を負いません。

※申請用紙表面の「創作者氏名」欄への署名をもって、上記説明を承諾されたものとします。

コピーライト(著作権)の流通は「ワールドマーケット」にお任せ!

当団体の「ワールドマーケット」では日本語と英語によるサイトにより、インターネットを通じて皆様のアイデア創作物(コンテンツ)を日本そして世界へ発信します。当団体の「日米コピーライト申請」をしている創作物であれば、掲載できます。※詳細は、当団体のサイトをご覧ください。

<事務局(申請先)> 日米コピーライトシステム

〒338-0002
さいたま市中央区下落合4-19-13 ノース・K103号室
TEL/FAX 048-762-3860
https://nichibe-copy.jimdoofree.com
mail:aono123@mist.ocn.ne.jp
(営業日:火水金10:00~15:00)



最新情報はサイトにて